

株主資本等変動計算書

《自 令和 6 年 4 月 1 日》

《至 令和 7 年 3 月 31 日》

(単位: 円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計
		その他利益剰余金	利益 剰余金 合計	
		繰越利益 剰余金		
当期首残高	3, 965, 884, 000	640, 223, 783	640, 223, 783	4, 606, 107, 783
当期変動額				
当期純利益金額		171, 132, 958	171, 132, 958	171, 132, 958
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当期変動額合計		171, 132, 958	171, 132, 958	171, 132, 958
当期末残高	3, 965, 884, 000	811, 356, 741	811, 356, 741	4, 777, 240, 741

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	▲ 61, 963, 000	▲ 61, 963, 000	4, 544, 144, 783
当期変動額			
当期純利益金額			171, 132, 958
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	▲ 34, 197, 200	▲ 34, 197, 200	▲ 34, 197, 200
当期変動額合計	▲ 34, 197, 200	▲ 34, 197, 200	136, 935, 758
当期末残高	▲ 96, 160, 200	▲ 96, 160, 200	4, 681, 080, 541

注記表

(注) 注記表の記載金額は、千円未満又は表示桁未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品に関して、最終仕入原価法による低価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

・・・定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物及
び建物附属設備ならびに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した
構築物については定額法）を採用しております。

無形固定資産・・・定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産に
ついてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定
額法によっております。

一括償却資産・・・発生年度から 3 年間で均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

賞 与 引 当 金・・・従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期の
負担額を計上しております。

退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付
の見込額に基づき必要額を計上しております。

注記表

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、貸室業及び空港利用施設の賃貸業を主たる事業とし、旅客ターミナル・貨物ターミナルの建設・管理運営等を行っております。

家賃収入及び管理費収入は、主に事務室、店舗施設等の賃貸借契約に基づく収入で構成されております。履行義務は当該賃貸借施設等の提供及び管理となり、賃貸借契約等に基づく一定期間ごとの提供ならびに管理業務の完了をもって充足されるものであり、提供期間に応じ収益を計上しております。

設備使用料収入は、主に旅客取扱施設の使用料収入等で構成されております。これらは、旅客ターミナルビルを利用する旅客、航空運送事業者（航空会社）から徴収するものであり、当社は当該収入を旅客共通利用に供する施設に係る整備費用等に充当し、旅客ターミナルの適切な管理運営を行う義務を負っております。当該履行義務は、航空運送事業者（航空会社）が提供する旅客の航空輸送役務の完了をもって充足されるものであり、履行義務が一時点で充足される場合には旅客の航空輸送役務の完了した時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間に応じ収益を計上しております。

その他の収入は、主に駐車場収入、直営ラウンジによる売上高、広告料収入で構成されております。各収入に係る履行義務は、北九州空港駐車場における駐車サービスの提供、直営ラウンジ利用サービスの提供、旅客ターミナル館内広告各所における広告掲載等の役務の完了をもって充足されるものであり、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間に応じ収益を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記表

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を検討した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額：25,086千円

(2) 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌会計年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

税効果会計に関する注記

1、繰延税金資産及び負債の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、未払事業税・事業所税及び税務上の繰越欠損金であります。

2、決算日後の法人税等の税率の変更

令和7年3月31日に「地方税法及び地方税法等の一部を改正する等の法律」(令和7年法律第7号)及び「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が国会で成立し、令和8年4月1日以後開始する事業年度より法人税率等が引き上げられることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算において使用する法定実効税率は、令和8年4月1日以

降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、30.41%から31.31%に変更されます。

なお、計算書類に与える影響はありません。

注記表

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4, 242, 046 千円

2. 圧縮記帳

有形固定資産の取得価額から控除されている補助金による圧縮記帳累計額

建物	84, 243 千円		
構築物	10, 534 千円		
機械装置	32, 699 千円		
車両運搬具	207, 934 千円		
器具備品	105, 517 千円	計	440, 930 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における発行済株式数 普通株式 78, 374 株

注記表

金融商品に関する注記

1. 金融商品の時価等に関する事項

当期末の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 ・ 預 金	1, 409, 455	1, 409, 455	—
(2) 未 収 入 金	76, 181	76, 181	—
(3) 投 資 有 価 証 券	213, 693	213, 693	—
資 産 計	1, 699, 330	1, 699, 330	
(4) 買掛金及び未払金	159, 374	159, 374	—
(5) 1年以内返済長期借入金	27, 278	27, 278	—
(6) リース債務（流動負債）	16, 276	16, 276	—
(7) 預り保証金（流動負債）	3, 961	3, 961	—
(8) 預り建設協力金（流動負債）	32, 600	32, 600	—
(9) 長期借入金	230, 706	219, 282	△11, 423
(10) 長期リース債務	133, 028	137, 115	4, 086
(11) 預 り 敷 金	21, 695	10, 085	△11, 610
(12) 預り保証金	452	207	△244
(13) 長期預り建設協力金	260, 800	241, 865	△18, 934
負 債 計	886, 172	848, 046	

注記表

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

- (1) 現金・預金、(2) 未収入金、(4) 買掛金及び未払金、(5) 1年以内返済長期借入金、(6) リース債務（流動負債）、(7) 預り保証金（流動負債）、(8) 預り建設協力金（流動負債）

これらは短期間で決済されるため、当該帳簿価額によっています。

- (3) 投資有価証券

これらの時価については、上場株式であり取引所の価格によっており、活発な市場であるため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

非上場株式（貸借対照表計上額 515 千円）は、市場価格がないため時価を把握することが極めて困難と認められるため、投資有価証券に含めません。

- (9) 長期借入金 (10) 長期リース債務、(11) 預り敷金、(12) 預り保証金、(13) 長期預り建設協力金

これらの時価については、合理的に見積った返済予定時期に基づき、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

注記表

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、北九州空港ターミナルビル内において、賃貸用施設を有しております。

2. 賃貸業等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
3,841,944	3,378,778

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（建築費指数を用いて行ったものを含む。）であります。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額 59,727 円 46 銭

一株当たり当期純利益金額 2,183 円 54 銭

注記表

その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

国有財産法第18条第6項及び第19条の規定により空港及び空港ビルに係る敷地を賃借するものですが、大阪航空局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は自己の負担で大阪航空局長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければなりません（国有財産使用許可書第9条）。この規定により、物件の解体費用を見積り、資産除去債務を計上しております。対象となる物件、その使用可能期間及び割引率は以下のとおりです。

物件名	使用可能期間	割引率
空港ターミナルビル	45年	20年国債利子率
航空会社事務所棟 及びテナント施設棟	37年	20年国債利子率
第2国際貨物上屋	28年	20年国債利子率
第2国内貨物上屋	27年	20年国債利子率

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	210,691千円
有形固定資産の取得による増加額	-千円
時の経過による調整額	<u>3,724千円</u>
期末残高	<u>214,415千円</u>

独立監査人の監査報告書

令和7年5月30日

北九州エアターミナル株式会社
取締役会 御中

公認会計士北部九州監査団
福岡県北九州市

総括代表公認会計士 神尾康生
代表公認会計士 長田 守

監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北九州エアターミナル株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算

書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、総務部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する内容及び当該整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「公認会計士北部九州監査団」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月30日

北九州エアターミナル株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 山 泰 三

監査役（社外監査役） 井 倉 真

監査役（社外監査役） 川 中 昌 哉